

神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業の指定医療機関の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関の指定)

第2条 知事は、本事業における妊孕性温存治療を実施する医療機関（検体保存機関）として日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が認定した医療機関のうち、第3条に定めるすべての事項を実施できる医療機関を指定医療機関として指定する。

ただし、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が医療機関を認定するまでの期間については、日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設のうち、第3条に定めるすべての事項を実施できる医療機関を指定医療機関として指定することができる。

なお、2022年3月31日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、実施要綱の適用日から指定医療機関の指定を受けていたものとみなすことができる。

2 他の都道府県知事が指定している指定医療機関は、本県の指定医療機関とみなすことができる。

(指定医療機関の実施事項)

第3条 指定医療機関は、次の各号に掲げるすべての事項を実施しなければならない。

(1) 助成対象者への情報提供等

助成対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行うこと。

(2) 日本がん・生殖医療登録システムへの入力

臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力すること。また、定期的（年1回以上）に患者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保管状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力すること。

(3) 同意の取得

助成対象者に対して、次のとおり同意を得ること。

- ① 妊孕性温存治療を受けること及び神奈川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業実施要綱第2条第8号で規定する妊孕性温存療法の研究（以下「国の研究」という。）への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、国の研究に参加することの同意を得ること。
- ② 対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人に対しても説明を行った上で、代諾者による同意を得ること。
- ③ 妊孕性温存治療実施時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存

の継続について、説明を行った上で同意を得ること。

- ④ 妊孕性温存治療実施時に未成年だった対象者が中学課程修了又は16歳となった時点で、国の研究への臨床情報等の提供について、説明を行った上で同意を得ること。

(指定医療機関の申請)

第4条 第2条第1項の定める指定を受けようとする医療機関は、「神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定申請書」(第1号様式)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により申請があった場合は、前条第1項の要件に基づき、所要の審査を行い指定の可否を決定し、指定を行う場合は、「神奈川県妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定通知書」(第2号様式)を当該医療機関に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 指定医療機関は、「神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定申請書」(第1号様式)の内容に変更があった場合は、「神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関変更届」(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(指定の辞退)

第6条 指定医療機関は、指定を辞退する場合は、神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関辞退届(第4号様式)を知事に提出するものとする。

(指定医療機関の取消)

第7条 知事は、指定医療機関より指定の辞退の申し出があった場合は、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不相当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定を取消したときは、「神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業指定医療機関指定取消通知書」(第5号様式)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、2021年4月1日から施行する。